

労災保険財政懇談会開催要綱

1. 趣旨・目的

労災保険制度は、昭和 22 年に創設され、令和 4 年度末現在では、適用事業場数は約 297 万事業場、適用労働者数は約 6,100 万人となっており、短期給付として新規に年間約 78 万人に療養補償、休業補償等を、長期給付として約 19 万人に労災年金を給付している。財政状況は、令和 5 年度において、保険料収入約 9,100 億円を含む収入全体が約 1 兆 2,000 億円、保険給付等約 8,100 億円を含む支出全体も同様に約 1 兆 2,000 億円となっており、また、年金受給者の将来給付原資として積立金を約 7 兆 8,000 億円保有し、毎年度責任準備金を算定した上で積立金の評価を行っている。

責任準備金については、令和 3 年 12 月の行政改革推進会議において、「責任準備金の算出根拠となる賃金上昇率や運用利回りについては、設定値と実績値とが乖離していることから、妥当性について検証を行うとともに、その適正水準について引き続き検討する必要がある。」と指摘されたところである。

このため、労災保険財政を取り巻く経済情勢等の動向を踏まえつつ、賃金上昇率や予定運用利回りの設定を含む責任準備金の算定方法や労災保険財政に係る課題等を検証するため、社会保障、保険数理等の外部有識者から専門的知見に基づく意見を聴取し、検討に資することとするものである。

2. 主な論点

(1) 責任準備金の算定方法

- ・賃金上昇率の設定
- ・予定運用利回りの設定
- ・年金給付単価の設定
- ・将来の残存状況の設定 等

(2) その他労災保険財政に係る課題

3. 懇談会の運営

- (1) 本懇談会は、厚生労働省大臣官房審議官（労災、賃金担当）が趣旨・目的に適した外部有識者の出席を求めて開催する。
- (2) 本懇談会の内容は、その議事概要を労災保険部会に報告する。
- (3) 本懇談会の議事については、原則として公開とする。

4. 外部有識者

- | | |
|--------|------------------|
| ・小野 正昭 | 年金数理人 |
| ・加藤 久和 | 明治大学副学長、政治経済学部教授 |
| ・島村 暁代 | 立教大学法学部教授 |
| ・堀田 一吉 | 慶應義塾大学商学部教授 |

以上